

パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和5年(2023年)8月1日

案件の名称	・(仮称)箕面市手話言語条例(素案) ・(仮称)箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)
パブリックコメント手続 実施の目的	「(仮称)箕面市手話言語条例」及び「(仮称)箕面市障害者情報 コミュニケーション促進条例」の制定を検討しています。 その素案を公表し、意見を募集します。
実施部局名	健康福祉部 障害福祉室
(問い合わせ先)	障害福祉室 手帳・自立支援グループ (電話:072-727-9506)
パブリックコメントの 対象となる資料	・(仮称)箕面市手話言語条例(素案) ・(仮称)箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)
参考資料	・(仮称)箕面市手話言語条例(素案)の考え方について ・(仮称)箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)の 考え方について ・制定検討にかかる経緯について
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス: https://www.city.minoh.lg.jp/syougaiukushi/topics/syougaiukushi_r5_pabukome.html) (2) 健康福祉部 障害福祉室 (みのおライフプラザ(総合保健 福祉センター)1階総合窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12 番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 障害者福祉センターささゆり園 中央図書館・東図書館・桜ヶ丘図書館・西南図書館・小野原 図書館・船場図書館、西南生涯学習センター、みのお市民 活動センター、らいとぴあ21(萱野中央人権文化センター) ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)は、各施設の開館日、開館時間中 ※点訳資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。 ※ふりがなを付けた資料は、市ホームページまたはみのおライ フプラザ総合窓口で閲覧できます。
意見等の提出期間	令和5年(2023年)8月1日(火曜日)から8月31日(木曜日)まで (消印有効)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (住所:〒562-0014 箕面市萱野5-8-1) (3) ファクシミリによる送付 (ファクス番号:072-727-3539) (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による 送付



	<p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7) 上記以外で意思疎通の支援を必要としているかた、意思疎通の支援を行っているかたまたは団体
意見等を提出する際の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)・(7)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和5年(2023年)10月下旬を予定 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	